**【テーマ５】　青少年の健全育成と非行防止対策の推進**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | **◎　大阪府青少年健全育成条例及び子ども・若者育成支援推進法を推進するための総合的な計画としての性格を有する「大阪府子ども総合計画（＊12）」に基づき、青少年が健やかに成長できる社会づくり、自立できる社会づくりに取り組むとともに、地域活動等の活性化による少年非行防止対策を推進します。**・スマートフォンがコミュニケーションツールとして急速に普及していることが、青少年の行動をより危険に近づきやすくしていることから、教育機関等と連携して、ネットリテラシー向上に取り組みます*。*また、いわゆるJKビジネスについて、大阪府警等と連携しながら必要な対応策を検討します。・地域において、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する青少年への支援が適切に行われるよう、市町村に対し、関係機関、民間団体、学校等と連携したネットワークの構築を働きかけます。・大阪府警と連携し、少年非行防止活動ネットワークづくりを促進するとともに少年サポートセンターの効果的な運営を行い、非行防止・犯罪被害防止教室を実施します。（中長期の目標・指標）・子どもが健やかに成長できる社会～大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり（大阪府子ども総合計画より）・若者が自立できる社会～若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会づくり（大阪府子ども総合計画より）・地域の子どもは地域で守る～非行防止にかかる地域活動等の活性化を通じて府内の非行状況を改善 |

|  |
| --- |
| **青少年を取り巻く社会環境の整備**  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** |  | **＜進捗状況（H30.３月末時点）＞** |
|  | **■青少年を取り巻く社会環境の整備****○ICTの進展に伴う有害情報への対応**・大阪の子どもを守るネット対策事業として、青少年自身がスマートフォンの適切な使い方等を考えるOSAKAスマホサミット（＊13）の開催や指導者研修を実施する。加えて、インターネット利用の低年齢化に対応するべく、小学校低・中学年とその保護者を対象とした出前授業を実施する。（スケジュール）H29年４月：OSAKAスマホサミット参加校の募集６月～11月：OSAKAスマホサミットまでのワークショップ３回 10月：小学校低・中学年とその保護者を対象とした啓発講座の実施　　　12月：OSAKAスマホサミット2017の開催H30年2月～3月：DVD付き事例・教材集の作成・配付○**いわゆるＪＫビジネスへの対応**・いわゆるＪＫビジネスの問題点や対応策について、府警察と連携しつつ、青少年健全育成審議会に特別部会を設置して議論し、その結果を踏まえてH29年度内に対応策をまとめる。（スケジュール）H29年4月：青少年健全育成審議会に、「いわゆるJKビジネスへの対応策」について諮問　　　　　　　　　審議会に特別部会を設置。　　　12月～：特別部会において報告書取りまとめ審議会から答申。答申を踏まえた府としての対応策取りまとめ | ◇活動指標（アウトプット）○ICTの進展に伴う有害情報への対応・OSAKAスマホサミットの参加校：10校：来場者数300名・スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修の受講者数：600名・小学生のための出前授業：5校先進的な実践事例を含んだＤＶＤ付き事例・教材集の作成：府内の全ての小・中・高等学校等に配付○いわゆるJKビジネスへの対応青少年健全育成審議会及び特別部会の円滑な運営　　◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・ICTの進展に伴う有害情報への対応各学校や家庭・地域において青少年のネットリテラシー向上に向けた気運の醸成を図るとともに、その取組の普及・定着を推進する。　　　　　　　　　　・いわゆるJKビジネスへの対応　　青少年を、健全な成長を阻害する行為から保護する。（数値目標）・ICTの進展に伴う有害情報への対応フィルタリングの利用率：50％ | ○ICTの進展に伴う有害情報への対応・OSAKAスマホサミット2017（12月）　　⇒小中高参加校　11校、来場者数　約270名・スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修（7～12月）　　⇒実施回数　20回、受講者　約2,800名・小学生のための出前授業（ネット・SNS安全教室）（10月）⇒実施校　5校（対象小学２～４年生）・子どもとゲーム機・スマホとの向き合い方講座（9月）⇒保護者・教職員等受講者　約20名・先進的な実践事例を含んだＤＶＤ付き事例・教材集を作成（３月）⇒府内の全小・中・高等学校等に約3,000部配付○いわゆるＪＫビジネスへの対応・青少年健全育成審議会特別部会　５回・JKビジネスに対する高校生の意識調査を実施（５～７月）・調査結果をもとに、高校生を交えて「スマホに潜む危険を考えるシンポジウム」を開催（8月）⇒来場者数　約120名・青少年健全育成審議会　答申（11月）・答申を踏まえ、ＪＫビジネス営業者への規制を盛り込んだ青少年健全育成条例の一部改正（３月）・フィルタリング利用率調査の実施　⇒フィルタリング利用率47.9％ |
| **青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.３月末時点）＞** |
|  | **■市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など支援ネットワークの構築促進**・地域の実態に即した支援ネットワークのあり方を検討するため、民生委員・児童委員を対象に、地域におけるひきこもり青少年の把握状況等に係るアンケート調査を実施する。・複雑・多様化する青少年の抱える課題に対応していくには様々な特色を持ったNPO等民間団体のノウハウの活用が不可欠であることから、NPO等を対象とした民間支援機関連絡会議を開催し、団体の取組みの共有、その市町村への周知・啓発を通じ、団体間の相互連携、公民連携を推進する。（スケジュール）29年5月～9月：「ひきこもりに関するアンケート調査」の実施（調査票の配付・回収、集計）10月～：・中間報告（単純集計）の取りまとめ　　　　　　 ・民間支援機関連絡会議の開催・市町村を対象とする合同検討会を開催し、中間報告による府の実態を踏まえながら、地域におけるひきこもり等困難を抱える若者の支援のあり方について府内の市町村とともに検討30年 3月：アンケートの調査結果並びに市町村やNPO等の活動事例を報告書として取りまとめ | ◇活動指標（アウトプット）・民間支援機関連絡会議の開催・府内市町村を集めた合同検討会の開催・報告書取りまとめ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など、ネットワークの構築が促進され、地域における子ども・若者への支援が効果的に行われるようになる。 | ○支援ネットワークの構築を促進するため、民間支援団体と市町村との意見交換会等を開催・大阪府子ども・若者支援地域協議会及び自立支援専門部会(６月)・大阪府子ども・若者民間支援団体連絡会議(７月)・市町村と民間支援団体の意見交換会（8月）・全国子ども・若者支援フォーラムin OSAKA(10月)○ひきこもり青少年等の把握状況に係るアンケート調査を実施し、結果の取りまとめ（３月）○子ども・若者支援地域協議会設置市町村数⇒29年度末　５市（前年度から1市増） |
| **地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** |  | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** |  | **＜進捗状況（H30.３月末時点）＞** |
|  | **■少年非行防止活動ネットワークの活性化、非行防止・犯罪被害防止教室の実施**・大阪府警と連携し、少年非行防止活動ネットワークづくりを促進するとともに少年サポートセンターの効果的な運営を行い、非行防止・犯罪被害防止教室を実施します。（スケジュール）・少年非行防止活動ネットワーク年間を通じて、ネットワーク未構築の市区町村へ構築の働きかけを行うとともに、既存ネットワークの充実強化に向けた活動支援を実施する。・非行防止・犯罪被害防止教室年間を通じて、教室未実施校に対し、働きかけを行うとともに、府内全小学校において非行防止・犯罪被害防止教室を実施する。 |  | ◇活動指標（アウトプット）・ネットワーク未構築の市区町村に対し、ネットワークの必要性や他地域での取組事例を紹介するなどし、ネットワークの構築を働きかける。　　・警察等とより一層連携を深め、地域の活動に寄り添い、活動支援を推進することにより、地域一体となったネットワークの定着化や更なる活性化を図る。（活動支援の実施）　　夜間における巡回活動への同行指導　　各種会議等での研修や講演　　　など⇒　年間延べ75市区町で実施（Ｈ28年度末：58市区町で構築）・府内10か所の少年サポートセンターにおいて、警察が行う継続補導と同一施設内で緊密に連携し、非行少年等の立ち直り支援を行うとともに、府内全小学校において非行防止・犯罪被害防止教室を実施する。　◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・非行防止にかかる地域活動等の充実強化を通じ、府内の非行状況を改善させる。（数値目標）・ネットワーク未構築市区町村における新規構築：8市区町村⇒　府内全市区町村での構築（全66市区町村）・非行防止・犯罪被害防止教室の実施率：100％H2８年度実績：993校／1,010校（98.3％）自己評価 |  | ○少年非行防止対策の推進　 ・少年非行防止活動ネットワーク構築　新規　　7市区町村　　 　　累計　65市区町村／66市区町村※　大阪市内3区（生野区、住之江区、福島区）及び4市町村（交野市、能勢町、岬町、千早赤阪村）の計7市区町村において、新たに少年非行防止活動ネットワークを構築。　　　・少年非行防止活動ネットワーク活動支援（巡回街頭指導、研修会を実施）延べ66市区町　　　　　53市区町村が自発的に巡回等活動を開始　 ・警察や教育委員会と連携し、非行防止・犯罪被害　　　 防止教室を積極的に実施。　　　　教室の実施率　99.2％（999校／1,007校）（参考）刑法犯少年の検挙・補導人員　 3,138人（前年比-632人、-16.8％）　 |
| **【部局長コメント（総評）】** |
| **＜取組状況の点検＞**  | **＜今後の取組みの方向性＞**　 |
| **■青少年を取り巻く社会環境の整備**当初の目標を、達成することができました。・大阪の子どもを守るネット対策事業として、OSAKAスマホサミット2017の開催に向けたワークショップや指導者向けの研修会等を開催し、青少年のネットリテラシーの向上を図りました。・いわゆる「ＪＫビジネス」への対応策について青少年健全育成審議会に諮問し、その答申を踏まえ、青少年を保護するためにＪＫビジネス営業者等への規制を盛り込んだ青少年健全育成条例の一部改正を行いました。**■青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備**当初の目標を、達成することができました。・民間支援団体と市町村との意見交換会を開催するとともに、ひきこもり青少年等の把握状況に係るアンケート調査を実施する等、青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援体制の整備に取り組みました。**■地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進**当初の目標を、ほぼ達成することができました。・府内の非行状況を改善させるため、地域における非行防止活動ネットワークの構築や地域での活動支援、少年サポートセンターの効果的な運営や非行防止・犯罪被害防止教室の実施などの取組を進めました。 | **■青少年を取り巻く社会環境の整備**・青少年がスマートフォン等を介して被害に遭う事例が後を絶たないことから、小中高生がワークショップを通じてフィルタリングの普及・啓発や被害防止に向けた取組みについて考え、12月開催のOSAKAスマホサミット201８で発表し、その成果を学校や家庭に普及させることで、青少年のネットを介した被害防止を図ります。**・**ＪＫビジネス営業者への規制を盛り込んだ青少年健全育成条例を適切に運用するとともに、その危険性等について正しく伝える教育・啓発に取組んでいきます。**■青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備**・ひきこもり青少年への支援については、地域における子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、民間支援団体と市町村との連携を促進するなどにより市町村ネットワークの構築を支援します。**■地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進**・少年非行防止対策については、警察等と連携し、少年非行防止活動ネットワークの構築促進を行うとともに、既構築の地域での活動の定着化、活性化に向けた支援を行います。・少年サポートセンターの効果的な運営を行い、非行防止・犯罪被害防止教室についても引き続き、府内全小学校での実施を目指し、取り組みます。 |